

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 7 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500085 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500123 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 22 年 11 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日に訂正し、平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 7 月 1 日から同年 8 月 30 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 4 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 7 月の標準報酬月額については、平成 22 年 4 月から同年 10 月までは 20 万円とし、平成 22 年 11 月は 18 万円から 20 万円に、平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月までは 18 万円から 19 万円に、平成 23 年 3 月から同年 8 月までは 18 万円から 20 万円に、平成 24 年 7 月は 20 万円から 26 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの訂正後の期間並びに平成 22 年 11 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 7 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求者の A 社における平成 24 年 6 月 19 日の標準賞与額を 14 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 19 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料並びに平成 22 年 11 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 7 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) 並びに平成 24 年 6 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 30 日まで
② 平成 24 年 6 月 19 日

A 社には平成 22 年 4 月 1 日から正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。また、平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 8 月 30 日までの期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しており、一部期間の厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。さらに、平成 24 年 6 月 19 日の標準賞与額の記録がない。給料支払明細書等を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成22年4月1日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の加入記録並びに請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者が同社に平成22年4月1日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成22年11月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年7月1日から同年8月30日までの期間については、上記給料支払明細書により、請求者が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、平成22年4月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年7月1日から同年8月30日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額（平成22年11月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年7月1日から同年8月30日までの期間にあっては、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成22年4月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年7月1日から同年8月30日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年4月から同年11月までは20万円、平成22年12月から平成23年2月までは19万円、平成23年3月から同年8月までは20万円、平成24年7月は26万円とすることが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成23年9月1日から平成24年7月1日までの期間については、上記給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②については、上記給料支払明細書（平成24年上半期賞与）及び預金通帳により確認できる平成24年6月19日の振込記録により、請求者は、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成22年4月1日から平成23年9月1日までの期間、平成24年7月1日から同年8月30日までの期間及び平成24年6月19日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の資格取得年月日、報酬月額及び賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500168号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500124号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は61万2,000円、平成15年12月25日は70万3,000円、平成19年8月20日は10万円に訂正することが必要である。

平成15年8月20日、平成15年12月25日及び平成19年8月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年8月20日、平成15年12月25日及び平成19年8月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月25日
③ 平成19年8月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③の標準賞与額の記録がない。賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。平成15年冬季と平成19年夏季の給料明細書(賞与)を提出するので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、給料明細書(賞与)を保有していないものの、事業主の回答並びに複数の従業員が保有する給料明細書及び当該複数の従業員の回答から判断すると、請求者は、平成15年8月20日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③については、請求者から提出された平成15年冬季及び平成19年夏季の給料明細書並びに請求者及び従業員の陳述により、請求者は、平成15年12月25日及び平成19年8月20日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、事業主の回答並びに複数の従業員が保有する給料明細書及び当該複数の従業員の回答から、平成15年8月20日は61万2,000円、請求者から提出された平成15年冬季及び平成19年夏季の給料明細書により確認で

きる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月25日は70万3,000円、平成19年8月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月20日、平成15年12月25日及び平成19年8月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500561号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500129号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年9月30日から同年10月2日に訂正し、昭和53年9月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間に係る厚生年金保険の資格喪失日は、昭和53年9月30日となっているが、昭和53年10月2日付けで関連会社への異動があったものの、請求期間は同社で勤務していたので、同社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和53年10月2日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者が請求期間においてA社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務(A社からC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る異動日については、複数の同僚の回答及びオンライン記録並びにC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年10月2日であることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和53年8月の厚生年金保険の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年9月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500458号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500121号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(商業・法人登記簿謄本では、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年10月1日から平成7年8月31日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に比べ低く記録されている。当時は社会保険料を滞納していたことから、社会保険事務所(当時)の指導に基づき、自分自身及び他の取締役の標準報酬月額を請求期間に限って減額訂正し滞納分に充当することに同意したが、この処理は飽くまで社会保険事務所の指導によるものであり、調査の上、標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本により確認できる。

また、請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から平成6年10月までは53万円、平成6年11月から平成7年7月までは59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成7年8月31日)より後の平成7年10月5日付けで、平成4年10月、平成5年10月及び平成6年10月の定時決定の記録が取り消され、平成4年10月に遡って9万2,000円に減額処理が行われていることが確認できる。さらに、上記登記簿謄本により確認できる他の取締役4人についても、請求者同様、減額処理が行われていることが確認できる。

一方、請求者は、請求期間当時、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことを認めているとともに、A社の経理課長は、社会保険料の滞納分に充当するため、代表取締役であった請求者に確認した上で、社会保険事務所の指導に基づき、役員標準報酬月額を遡って引き下げた旨回答しており、請求者もその事実を認めていることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500033号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500122号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年11月1日から昭和62年4月8日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社には昭和62年4月まで勤務していたので、請求期間について厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された旅券並びにB入国管理局から提出された請求者に係る出入国記録及び外国人登録原票により、請求者は、請求期間のうち昭和54年11月1日から昭和57年10月15日までの期間及び昭和57年10月26日から昭和61年10月7日までの期間は日本に滞在していたことが確認できるとともに、当該滞在期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成19年10月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の請求期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、請求者が勤務していたとする中華部門の責任者も所在が確認できないことから、請求者の請求期間当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の事業主は、当時の資料等はなく、厚生年金保険の取扱いについては不明である旨陳述している上、同社の事業所別被保険者名簿において、請求期間当時に被保険者記録がある複数の従業員に照会したものの、外国籍の従業員の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社において中華部門に勤務していた外国籍と思われる従業員4人は、請求者と同じく昭和54年11月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、いずれも所在が不明であることから、同社における請求期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500410号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500125号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年11月11日から平成23年8月まで

夫は、平成19年11月から平成23年8月までB市の警備会社に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。当時の月給支払明細書があり、勤務していたのは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所の月給支払明細書及び同事業所の従業員の陳述から、訂正請求記録の対象者は、請求期間に同事業所の警備員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、平成25年5月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の請求期間当時の事業主については所在が確認できないことから、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社(A事業所の後継事業所)の事業主は、警備員は個人事業主扱いで会社とは請負契約の関係であった旨陳述している。

さらに、請求者から提出された請求期間(平成19年11月、同年12月、平成22年6月及び同年7月を除く。)の月給支払明細書には、源泉徴収税及び雇用保険の控除はなく、当該明細書の控除欄には、厚生年金保険の項目がない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500432号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500126号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年2月28日から平成9年8月1日まで

私はA社に昭和56年2月28日に入社したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。同社は、厚生年金保険の加入義務のある会社であったが、厚生年金保険に未加入のまま就労させており、労使間の説明はなかった。加入免除がどのような手続で行われていたのか調査し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録により、請求者は、昭和58年2月1日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、同社は、飲食業であったことが確認でき、当該業種は、昭和61年3月までは厚生年金保険の非適用業種で強制適用事業所ではなかったことが認められ、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成9年8月1日であることから、請求期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記閉鎖登記簿謄本において、A社は既に解散していることが確認できる上、同社の代表取締役は死亡しており、請求者の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者から提出された給料支払明細書は、月のみの記載で年の記載はないものの、当該明細書において厚生年金保険料の控除が確認できるものはいずれも「介護保険」の記載があることから、平成12年4月以降のものと考えられ、「介護保険」の記載がない給料支払明細書については厚生年金保険料の控除がないことが確認できる。

加えて、上記閉鎖登記簿謄本で確認できる代表取締役及び取締役並びに請求期間において同社における雇用保険の加入記録がある複数の同僚の請求期間に係る年金記録を調査したところ、いずれの者も厚生年金保険の加入記録はなく、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。なお、請求者においては、請求期間のうち昭和58年2月2日から平成9年8月1日までの期間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500518号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500127号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和56年7月30日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。同事業所のB営業所からC市にある集配所まで毎日配送に行っており、給与明細書はないが、給与から保険料が引かれていたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者がA事業所のB営業所及び集配所があったとする所在地を管轄する法務局管内において、同事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者は、A事業所の事業主及び同事業所のB営業所長の氏名を記憶しておらず、同僚一人のみを記憶しているものの、姓のみの記憶のため当該同僚を特定できないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500519号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500128号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年2月1日から平成6年3月30日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料が引かれていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者がA事業所があったとする所在地を管轄する法務局管内において、同事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者は、A事業所の事業主及び同事業所の同僚の氏名を記憶しておらず、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。